

## 公益財団法人新潟県スポーツ協会倫理・コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）の組織運営、スポーツ推進等に係わる全ての関係者が、スポーツの意義と価値に立ち返り本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、名誉会長、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第10条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第21条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長とは定款第29条に規定する名誉会長をいう。
- (4) 委員会委員とは、新潟県スポーツ少年団役員及び定款第38条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (5) 職員とは定款第39条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者をいう。

### (基本的責務)

第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係諸規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 「公益財団法人新潟県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

### (遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、本会の各事業執行にあたり、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 暴力、暴言、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行わないこと。

- (2) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (3) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮すること。
- (4) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしないこと。
- (5) 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行わないこと。
- (6) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取ること。
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たないこと。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 役職員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本会が定める所定の手続きに従わなければならない。

(倫理・コンプライアンス委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理・コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(違反者の処分等)

第7条 役職員等及び登録者等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、担当理事は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等及び登録者等がこの規程に違反する行為があったと認められる場合には、委員会の意見を聴いたうえ、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、定款第11条及び第26条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 名誉会長及び委員会委員の解任については、理事会の決議による。
- (3) 職員の処分については、本会就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。
- (4) 登録者等については、理事会の決議により相当な処分をするものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は倫理・コンプライアンス委員会が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人新潟県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日改正

令和3年7月1日改正